

令和8年10月5日

各課（局・室・所）長 等

うきは市長 権藤 英樹

令和9年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 令和9年度予算編成方針

1. 総括的事項

内閣府の8月の月例経済報告による日本経済の基調判断は「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。

このような情勢を打破すべく政府は『経済財政運営と改革の基本方針 2026』において「将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築～「強い経済」の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組～」として次の①～④が示されている。

- ① 日本成長戦略の推進
- ② 成長基盤の強化
- ③ 強い地域経済の構築
- ④ 人材力の強化・人材総活躍

これらの動向を踏まえ本市においては、今年度から計画期間が開始した「第3次うきは市総合計画」と「第3期うきは市地方創生総合戦略」を基軸として、新たな方針・指標に基づき街づくりを進めている。そして、「こどもをまんやかに すべての市民が幸せになれるまち うきは」の実現に向けて、取り組みをさらに加速させていく。

その一方で、人口減少・少子高齢化・施設の老朽化は着実に進行しており、歳出面では人件費・扶助費の増加や施設の維持管理費の増加は避けられず、本市の財政状況はこれまで以上に厳しい状況となっている。

これらの状況を踏まえ令和 9 年度予算方針として、地域内外の人材や資源などのリソースをフル活用した本市の持続可能性を高める将来ビジョンの策定とその施策の推進に積極的に取り組む。

今後のうきは市にとって必要な事業かを取捨選択し、前年度の成果と課題を十分に踏まえ、限られた財源を有効に活用しながら健全かつ堅実な予算編成を行っていく。

本市の財政状況は、別紙グラフのとおりであり、歳入面では主な自主財源である市税等の自主財源が横ばいなのに対し、地方交付税等の依存財源は減少の見込みである。本市は依然として依存財源に頼らざるを得ず、一層の計画的財政運営が求められている。

については、前述した課題に対応しつつ、真に緊急性・重要性が高い事業を見極め、令和 9 年度においては、以下の事項を重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

1. こどもまんなか施策のさらなる推進

- 子育て支援に資する新たな企画推進や既存サービスの内容充実の強化
- 主体であるこどもたちの声を活かした取り組みの推進
- 子育て支援策のトータルパッケージ化と広報発信の強化、近隣自治体との差別化
- ニューロダイバシティの理念に基づく取組や企画の推進

2. これからを見据えた教育環境の整備

- 小中学校再編事業や施設老朽化対策など今後の本市の教育環境を見据えた整備の促進
- 多様化するこどもたちの感覚や成長、保護者や家庭のニーズに対応した環境や制度の整備

- 郷土愛を育む教育環境の整備と地域や地場産業との連帯の強化

3. 住みよい地域社会の創造

- 水環境整備に向けた取組の強化
- 人口維持に向けた住環境整備や暮らしの支援制度の拡充
- 健康寿命増進や医療費適正化に向けた全世代に対する健康増進施策の推進
- 地域防災力向上への取組の推進

4. 公共施設再編によるこれからのまちづくりと地域経済の好循環をめざして

- 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再編の加速化と新たな街のビジョンの提起
- 工業団地造成や企業誘致の促進による市の基礎体力の強化
- 新規創業支援と経営支援の併走によるスタートアップの持続的な支援の強化

5. 農業の持続的発展に向けた様々な取り組みの強化

- 農業人材確保と後継者育成、事業承継への具体的な取り組みの早急な実施
- 気候変動、物価高騰などへの柔軟できめ細やかな対応の強化
- 気候条件に応じた新たな作物の研究や既存以外の販路の拡大
- 鳥獣害への取組の強化
- 農作業の省力化、デジタル化への支援強化、普及促進

6. デジタル化の推進と職場環境の改善のさらなる推進

- 住民の利便性向上と職員の事務効率向上をなしうる取組の推進
- 庁舎横断的な政策連携や情報共有が行なえる職場環境の構築

財政措置のある地域おこし協力隊などの人材活用を図ること。さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとすること。

- (1) 市税については、経済情勢・税制改正等を十分に勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。
- (2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。
また、「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。
- (3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。
- (4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。何年も取崩しが行われていない基金については、各基金条例の見直しを検討し、適宜取崩しの検討を行うこと。
- (5) 広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。
- (6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。また、積算根拠を必ず入力すること。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 職員給は、令和9年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。
- ② 会計年度任用職員制度に伴う配置・採用・報酬については、事前に人事係協議済分についてのみを計上すること。
- ③ 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。
また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

物件費削減の具体例：

ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行先の選定、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。

エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。

④ 維持補修費については、「公共施設等総合管理計画」及び「個別計画」の内容を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、単年度の多大な負担を避けること。

⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。

⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。

⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を図るとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。

② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。（起債事業については、事前に財政係協議のこと。）

(3) 歳出予算削減について

① 物価上昇により事業単価の増額が見込まれることから、費用対効果が低い事業については、廃止を含め積極的な見直しを行うこと。

4. 債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。